

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	39
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	40
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	56

3 標準生計費及び労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月分）	57
第17表 労働経済指標	58

4 人事院勧告等の骨子

公務員人事管理に関する報告の骨子	61
勤務時間に関する勧告の骨子	63
給与勧告の骨子	63

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和5年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

令和5年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和5年職員給与等実態調査)

職務の種類	職員の例	区分 給料表	職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和5年4月	構成比	令和4年4月	増減率	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,353	100.0	20,254	0.5	42.5	42.4	19.8	19.7	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	4,713	23.2	4,611	2.2	41.1	41.0	18.2	18.1	0.8	0.9
計			12,068	59.3	12,044	0.2	42.3	42.1	19.7	19.5	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	4,326	21.3	4,255	1.7	41.2	41.0	18.3	18.2	0.9	0.9
公安職	警察官	公安職	2,881	14.2	2,862	0.7	38.9	38.8	17.7	17.5	1.3	1.3
海事職	船員	海事職	44	0.2	39	12.8	40.5	41.6	19.3	20.8	1.3	1.2
教育職	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,295	21.1	4,362	△ 1.5	45.8	45.5	22.7	22.4	1.1	1.1
	小中学校の教諭	教育職(3)	45	0.2	42	7.1	42.8	44.1	19.8	21.3	1.2	1.4
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	202	1.0	200	1.0	41.7	40.9	18.0	17.2	0.9	1.0
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	22	0.1	21	4.8	45.2	45.1	19.5	19.8	0.4	0.7
	獣医師	医療職(2)	109	0.5	111	△ 1.8	43.9	43.7	19.1	19.1	0.8	0.8
	保健師	医療職(3)	116	0.6	85	36.5	37.1	36.3	13.7	13.4	0.5	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	3	0.0	2	50.0	65.7	*	38.6	*	-	*
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	行政職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
任期付の職	行政職員	行政職	14	0.1	10	40.0	48.1	42.0	21.8	18.1	0.4	0.4
	看護師	医療職(3)	11	0.1	55	△ 80.0	43.0	43.9	17.9	18.1	0.3	0.4
市町村立学校関係の職			8,285	40.7	8,210	0.9	42.7	42.8	20.0	20.1	0.8	0.8
行政職	行政職員	行政職	387	1.9	356	8.7	40.2	40.2	17.3	17.3	0.6	0.6
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,827	38.5	7,785	0.5	42.9	43.0	20.2	20.3	0.9	0.9
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	71	0.3	69	2.9	35.4	34.8	13.4	12.8	0.7	0.6

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。

3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。

6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和5年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層	全職員		県関係職員													市町村立学校関係職員					
	人	行政職	人	行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医務職(1)	医務職(2)	医務職(3)	条例第7条第1項の料率表	行政職 (任期付の職)	医療職(3) (任期付の職)	人	行政職	教育職(3)	医療職(2)		
計	20,353	4,713	12,068	4,326	2,881	44	4,295	45	202	22	109	116	3	14	11	8,285	387	7,827	人	人	
20歳未満	26	5	26	5	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上 24歳未満	575	190	408	183	205	*	12	-	*	-	-	5	-	-	-	167	7	156	人	人	4
24歳以上 28歳未満	1,330	395	760	370	294	*	58	-	17	*	*	16	-	-	-	570	25	540	人	人	5
28歳以上 32歳未満	1,659	440	943	395	314	7	157	*	22	3	12	31	-	*	-	716	45	660	人	人	11
32歳以上 36歳未満	1,881	544	1,069	471	294	8	227	10	31	3	8	14	-	*	*	812	73	720	人	人	19
36歳以上 40歳未満	2,160	465	1,271	405	338	3	476	6	14	*	12	13	-	*	*	889	60	813	人	人	16
40歳以上 44歳未満	2,306	437	1,429	410	351	5	620	5	22	*	7	*	-	*	4	877	27	841	人	人	9
44歳以上 48歳未満	2,931	675	1,823	641	351	3	759	10	20	-	26	9	-	*	*	1,108	34	1,072	人	人	*
48歳以上 52歳未満	3,157	760	2,013	712	327	8	896	6	37	*	19	6	-	*	-	1,144	48	1,094	人	人	*
52歳以上 56歳未満	2,547	519	1,431	472	231	4	660	7	27	*	17	10	-	*	*	1,116	47	1,069	人	人	-
56歳以上 60歳未満	1,764	277	878	256	155	3	430	-	11	6	6	8	*	*	-	886	21	862	人	人	3
60歳以上	17	6	17	6	-	-	-	-	-	3	-	*	*	3	*	-	-	-	人	人	-

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和5年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		%	%	%	%	%	%	%
		100.0	81.5	9.4	9.0	0.1	54.6	45.4
県関係職員	行政職	100.0	78.4	11.8	9.8	-	61.1	38.9
	計	100.0	79.5	5.2	15.1	0.2	65.2	34.8
	行政職	100.0	80.0	9.8	10.2	-	63.9	36.1
	公安職	100.0	52.6	0.6	46.1	0.8	90.5	9.5
	海事職	100.0	11.4	40.9	47.7	-	100.0	-
	教育職(2)	100.0	96.7	2.9	0.3	-	51.0	49.0
	教育職(3)	100.0	95.6	*	-	-	62.2	37.8
	研究職	100.0	96.5	*	2.0	*	73.3	26.7
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	63.6	36.4
	医療職(2)	100.0	92.7	5.5	*	-	38.5	61.5
	医療職(3)	100.0	78.4	21.6	-	-	18.1	81.9
	条例第7条第1項の給料表	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
	行政職(任期付の職)	100.0	42.9	*	42.9	-	50.0	50.0
	医療職(3)(任期付の職)	100.0	36.4	63.6	-	-	*	81.8
関市町村係職員	計	100.0	84.4	15.4	0.2	-	39.0	61.0
	行政職	100.0	61.2	34.1	4.7	-	30.0	70.0
	教育職(3)	100.0	85.5	14.4	*	-	39.8	60.2
	医療職(2)	100.0	81.7	18.3	-	-	5.6	94.4

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(令和5年職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和5年4月	令和4年4月	増減率	令和5年4月	令和4年4月	増減率
全職員		円	円	%	円	円	%
	計	385,257	385,169	0.0	346,225	346,683	△ 0.1
	給料	351,498	351,061	0.1	314,617	314,519	0.0
	扶養手当	11,803	11,864	△ 0.5	10,471	10,609	△ 1.3
県関係職員	その他	21,956	22,244	△ 1.3	21,137	21,555	△ 1.9
	計	378,914	378,663	0.1	347,606	348,098	△ 0.1
	給料	346,316	345,681	0.2	316,009	315,822	0.1
	扶養手当	12,913	13,010	△ 0.7	10,735	10,881	△ 1.3
関市町村係職員	その他	19,685	19,972	△ 1.4	20,862	21,395	△ 2.5
	計	394,497	394,714	△ 0.1	330,785	329,752	0.3
	給料	359,048	358,953	0.0	299,052	298,937	0.0
	扶養手当	10,186	10,182	0.0	7,523	7,360	2.2
員学校	その他	25,263	25,579	△ 1.2	24,210	23,455	3.2

(注)1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。

2 その他は、管理職手当、住居手当等である。

3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

給料表	全職員		県関係職員																
	円	行政職	行政職	行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職(在期付の職)	医療職(3)(在期付の職)	市町村立学校関係職員	行政職	教育職(3)	医療職(2)
① 1人当たり給料月額	342,062	314,043	339,333	315,384	326,286	322,495	372,753	355,364	353,841	443,114	332,369	283,406	642,000	298,093	282,918	346,037	299,052	349,005	274,927
② 1人当たりの給料調整額	1,738	574	1,960	625	901	-	3,220	-	3,032	10,295	23,850	8,728	-	5,057	-	1,416	-	1,499	-
③ 1人当たり教職調整額	7,698	-	5,023	-	-	-	13,980	12,715	-	-	-	-	-	-	-	11,595	-	12,273	-
④ 1人当たり扶養手当月額	11,803	10,471	12,913	10,735	16,665	15,977	12,943	14,156	12,131	6,273	9,674	5,836	-	5,679	4,818	10,186	7,523	10,348	6,873
⑤ 1人当たりその他手当月額	21,956	21,137	19,685	20,862	16,552	19,094	17,883	15,513	23,113	459,206	33,312	19,789	-	7,179	42,906	25,263	24,210	25,368	19,415
⑥ 合計	385,257	346,225	378,914	347,606	360,405	357,567	420,779	397,748	392,117	918,888	399,206	317,759	642,000	316,007	330,643	394,497	330,785	398,494	301,215

(注) 1 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

4 条例とは、沖繩県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 任期付の職とは、沖繩県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和5年職員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
		人	人	人
合計	9,897	3,099	9,049	466
1人	2,736	567	1,954	215
2人	3,342	722	3,279	102
3人	2,477	945	2,474	57
4人	1,053	651	1,053	57
5人	223	159	223	25
6人	52	42	52	8
7人	12	11	12	2
8人	1	1	1	0
9人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者	6,927人	4,283人	2,644人
手当月額11,000円未満の受給者	7	5	2
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	3,762	2,272	1,490
手当月額28,000円の受給者	3,158	2,006	1,152
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,736円	25,766円	25,686円
職員の借家・の借居間住	81人	56人	25人
手当受給者1人当たり平均手当月額	13,219円	13,398円	12,816円

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	122人	14人	27人	213人	18人	3人	3人	1人	35人	436人	50,115円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受 給 者	人 14,889	% 73.2	人 9,516	% 78.9	人 5,373	% 64.9
交通機関等利用者	1,724	8.5	1,665	13.8	59	0.7
交通用具使用者	13,009	63.9	7,713	63.9	5,296	63.9
交通機関等と交通用具の併用者	156	0.8	138	1.1	18	0.2
非 受 給 者	5,464	26.8	2,552	21.1	2,912	35.1
計	20,353	100.0	12,068	100.0	8,285	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,336		円 9,616		円 6,068	
職員1人当たり平均手当月額	6,098		7,583		3,935	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(令和5年職員給与等実態調査)

給与種目 年	平均給与月額				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	100.0	-	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	105.4	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	105.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	104.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	105.0	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	105.5	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	105.7	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	106.1	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	106.3	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	106.4	0.2	42.4	19.7
令和5年	351,498	11,803	21,956	385,257	106.4	0.0	42.5	19.8

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成25年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成25年の「平均給与月額」は、臨時特例条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和5年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									
3									2
4						1		1	2
5	4	7							1
6		23	1						
7		11							
8		4							2
9	4	23							
10		9							1
11		16							2
12		11							1
13	13	14							2
14		18	3						
15		17							2
16		15	1						1
17	16	18							1
18	1	12						4	
19	3	25	1					8	
20	1	17	1					4	
21	4	15	4					5	1
22	3	20	7					1	
23	4	21	5					5	
24	2	18	13					3	
25	90	27	10	4				4	
26	7	32	11	5				1	
27	8	26	8	1				3	
28	3	23	14	5				2	
29	72	32	12	5				3	
30	23	29	13	4	1		1	1	
31	14	12	13	13			19	2	
32	5	26	16	4			5		
33	51	23	24	6			7		
34	35	18	20	10	1		3		
35	22	27	19	4			7		
36	6	15	20	15	1		2	1	
37	23	20	18	8	1		3		
38	20	14	14	11					
39	12	12	25	12	1		1		
40	4	9	16	13	2		1	1	
41	26	10	21	5	2		1		
42	8	15	19	9	4		1		
43	12	16	20	19	2				
44	4	12	19	13	2				
45	18	12	19	14	5		1		
46	6	11	29	24	6				
47	6	11	16	19	6	2			
48	3	5	17	27			1		
49	13	4	10	27	5	1			
50	4	7	12	24	9	2	1		
51	4	6	10	29	8	8			
52	2	4	6	30	9	5			
53	12	4	8	30	21	25			
54	2	3	12	36	10	23			
55	5	3	8	18	16	12			
56		4	9	25	11	13	1		
57	8	2	11	25	22	10			
58	5	2	9	17	22	9			
59	4		11	26	18	16			
60	2		5	18	18	16	1		
61	7	3		25	23	9	3		
62	1	3	1	17	20	9			
63	3	2	5	29	21	10			
64		1	2	25	24	10			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	6	2	1	24	23	12			
66	1	2	1	13	24	8			
67	2		2	11	27	4			
68		2	1	18	22	9			
69	1		1	12	19	4			
70	1	1		17	22	3			
71	1	1		12	17	3			
72		1	2	18	26	2			
73	2	1		8	22	4			
74	1		1	15	19	2			
75				20	16	3			
76				17	17	4			
77	3		1	9	23	1			
78	1			10	17				
79	1	1		11	30				
80				12	9				
81	1		1	9	11				
82				11	6				
83				10	19	1			
84				3	2				
85	5			12	12	10			
86				10	11				
87				8	11				
88				6	10				
89				7	9				
90		1	1	5	9				
91				6	7				
92		1		5	12				
93	9			125	74				
94									
95			1						
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	640	814	582	1,095	817	251	59	49	19
								総計	4,326

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	9								
4									
5				1					
6									
7	19								
8									
9									
10									
11	44								
12	3								
13	16								
14									
15	26								
16									
17	19			1					
18	2								
19	3								
20				1					
21	52	4							
22	3	2							
23	6	21	1						
24	1	3							
25	49	11							
26	6	4		1			1		
27	7	27							
28	1	9		1	2				
29	20	22		1	1				
30	6	12		4					8
31	4	27		3					1
32	1	12			1				2
33	15	21		2	2				
34	7	10							
35	4	23							
36		10		4	2				
37	10	16	1						
38	1	11	3						
39	1	22	13	4	2				
40		14	7	3					1
41	4	21	8	2	2				
42		14	6	4	2		1		
43	1	23	5	7					
44	1	13	9	1				4	
45	4	17	2	5				1	1
46	1	19	6	7	1				
47		28	14	4	2			1	
48		14	10	3			1	3	
49	2	16	12	2					
50		17	10	5	1	6		1	
51		10	14	5	5	1		2	
52		7	16	6	2	3	2		
53		10	11	9	4	4	1	1	
54		13	15	10	2	1	2		
55		5	9	11	2	3	6	1	
56		9	6	8	5	2	5	2	
57		9	9	3	4	3			
58		3	21	8	5	2	4	1	
59	1	2	12	9		1	6	1	
60			8	4	3	3	2	1	
61			9	5	5	2	6	4	
62			16	3	16	5	3		
63			11	4	11	3	2		
64			19	5	9	4	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			22	6	5	3	2		
66			19	15	8	5	1		
67			11	11	8	3	1		
68		1	13	17	9	2	1		
69			14	14	13	4	1		
70			17	16	6	7	4		
71			12	19	14	3	3		
72		2	9	13	10	2	1		
73			15	18	5	7			
74			13	17	7	4	1		
75		1	14	26	9	3	1		
76		4	9	19	9	3	2		
77	1		17	19	6	1	1		
78	1		16	15	11	3			
79			15	16	8	4	2		
80			11	23	10	2			
81			4	20	4	4			
82		1	6	15	9	4			
83			4	14	9	5			
84		1		14	5	6			
85			3	15	6	2	3		
86			1	17	9	3			
87		1	3	12	5	8			
88			2	14	9	3			
89		1	2	22	6	3			
90			2	9	4	5			
91			2	9	9	1			
92		1	6	7	5				
93			4	3	83	25			
94				4					
95			1	9					
96			1	5					
97			3	5					
98			1	2					
99		1	1	6					
100				2					
101				8					
102				7					
103			3	8					
104			2	3					
105			2	9					
106			3	5					
107				3					
108				2					
109				4					
110			3	4					
111				6					
112				4					
113			2	5					
114			1	7					
115			2						
116			1	3					
117				6					
118			2	6					
119			2	6					
120				3					
121				2					
122				3					
123			1						
124			1	1					
125			2	9					
126			1						
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129	人	人	人	人	人	人	人	人	人
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	351	545	584	738	392	168	67	23	13
								総計	2,881

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7				1			
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1		1			
17							
18							
19		1	1	2			
20							
21							
22							
23			1				
24							1
25				1			
26							
27							1
28			1				
29		1	2				
30							
31			1				
32			1				
33							
34							
35		1	1	1			
36				1			
37				1			
38							
39							
40							
41	1			1			
42							
43					1		
44		1					
45		1					
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52		1					
53		1					
54						1	
55		1					
56						1	
57					1		
58							
59							
60							
61				1			
62							
63		1					
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65	人	人	人	人	人	人	人
66					1		
67							
68							
69	1						
70							
71							
72				1			
73				1		1	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80				1			
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87				2			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	2	10	8	16	3	3	2
						総計	44

その4 教育職給料表(2) [高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2		4			
3					
4					
5		10			
6					
7					
8		3			
9		7			
10					
11					
12					
13		10			
14		2			
15		1			
16		2			
17		20			
18					
19		1			
20		3			2
21		15			1
22		2			
23		2			1
24		1			1
25		28			1
26		3			
27	1	1			6
28	1	2			9
29		17			6
30		11			3
31		4			13
32		5			3
33	3	21			5
34		9			12
35		6			3
36		1			4
37	2	34		1	6
38		5			
39		5			
40	1	5			
41	1	32		1	
42		7			
43	1	4		1	
44	1	5		2	
45	8	34		1	
46		17		2	
47	4	13		2	
48	1	9			
49	2	47		1	
50	3	19			
51	1	14		1	
52		11		1	
53	7	45		2	
54		24		7	
55	1	25			
56	2	13			
57	11	39	1	4	
58	2	22		2	
59	2	19		9	
60	1	15	1	3	
61	5	36		6	
62	2	32	1	4	
63	1	29		3	
64	1	20		6	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	3	36		6	
66	1	37		5	
67	3	23		2	
68	3	31		4	
69	5	41		7	
70	3	39		4	
71	3	29		4	
72		21		5	
73	5	29		6	
74	8	39		9	
75	3	33		6	
76	4	26		3	
77	5	34		24	
78	2	33			
79	4	27			
80	5	29			
81	12	37			
82	1	29			
83	2	35			
84	4	36			
85	4	28	1		
86	3	24			
87	2	27			
88	1	32			
89	7	37	1		
90	4	24			
91	3	25			
92	2	32			
93	7	34			
94	3	35			
95	11	54			
96	6	24			
97	8	23	1		
98	9	34			
99	5	36			
100	5	42			
101	9	47	1		
102	5	36			
103	1	54			
104	3	40			
105	3	36	1		
106	5	37			
107	4	51			
108	4	35			
109	3	50	1		
110		52	1		
111		58	1		
112		47			
113	1	36			
114	1	41	1		
115	1	63			
116		45			
117	1	45			
118	1	33			
119		46			
120	1	48			
121	1	40			
122		29			
123	1	49			
124		43			
125	1	35			
126	1	31			
127	1	35			
128		40			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	40			
130	2	38			
131	2	56			
132		42			
133	1	54			
134	1	49			
135	1	49			
136		56			
137		43			
138	2	41			
139	1	31			
140	1	26			
141	1	34			
142	1	25			
143	1	11			
144	2	13			
145	1	32			
146	1				
147					
148	2				
149	1				
150					
151	1				
152					
153	3				
計	295	3,768	12	144	76
				総計	4,295

その5 教育職給料表(3)(県関係職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53		1			
54		1			
55		1			
56		1			
57		2			
58					
59		1			
60		1			
61		1			
62		1			
63		1			
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		1		1	
66					
67		1			
68					
69		1			
70					
71					
72					
73					
74		1		1	
75					
76					
77				1	
78		2			
79		1			
80					
81				1	
82		1			
83					
84					
85					
86					
87		1			
88					
89		1			
90		2			
91					
92					
93		1			
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107		1			
108					
109					
110		2			
111		1			
112					
113		1			
114					
115		2			
116		1			
117					
118		1			
119					
120					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128		1			
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141		1			
142					
143					
144					
145					
146		1			
147					
148					
149					
150					
151		1			
152					
153		1			
154					
155					
156					
157					
計	0	41	0	4	0
				総計	45

その6 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		2			
6		1			
7			1		
8					
9		5			
10		1			
11					
12					
13		3			
14					
15			1		
16					
17		4			
18			2		
19			2		
20		1			
21		5	2		
22		1	2		
23		1			
24					
25		3			
26		2	1		
27		1			
28		1	3		
29		2			
30		1	1		
31		4	2		1
32		1	2		1
33		2			
34		1			
35					
36		1			
37		3	1		2
38		3	1		
39		1	3		1
40			1		2
41			3		1
42		2	1	2	
43		2	2		
44		1			
45		3	2		2
46		1	1		1
47		2			
48			1	1	
49		2	1	1	1
50		1		1	
51		1	2	2	
52					
53				1	
54		1			
55				1	
56				1	
57					
58				1	
59			1	1	
60			1	3	
61		1		2	
62				2	
63			1	1	
64			3	2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65		1		2	
66			2	1	
67			1	2	
68			1	1	
69			2		
70				1	
71			2		
72			1	2	
73				12	
74					
75			1		
76			2		
77					
78			2		
79			3		
80			1		
81			1		
82			1		
83					
84					
85			1		
86			1		
87					
88			2		
89			11		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	68	79	43	12
				総計	202

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24			1	
25	1			
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33	1			
34				
35		1		
36				1
37				
38	1			1
39				1
40				
41				
42				
43				1
44				
45				1
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			1	
54				1
55				
56				
57				
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人 2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	9	1	3	9
			総計	22

その8 医療職給料表(2)(県関係職員)

[保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師
その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14							
15							
16							
17							
18		1					
19			1				
20							
21		1					
22							
23		2	1				
24							
25		1					
26				1			1
27		2	2	1			
28			1				
29			1				
30				1			
31		1					
32		1					
33		1					
34		1					1
35		1					
36							
37			1	2			2
38			1		1		2
39			2				
40							1
41			1	1	1	1	
42					2		
43			1				
44						1	
45			1				
46					2		
47						1	
48					1		
49			2		1		
50							
51		2					
52					1	2	
53				1	1		
54				1			
55					1		
56		1		2	1		
57			1	2			
58					1		
59						1	
60				1	3		
61				1	1	1	
62				1			
63		1			1		
64				1	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					2	5	
66					1		
67					1		
68					1		
69							
70							
71							
72					2		
73			1				
74		1			1		
75				1			
76				1			
77					1		
78							
79			1		2		
80							
81							
82		1					
83							
84					1		
85					1		
86				1			
87				1			
88							
89							
90							
91		1					
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	20	18	20	32	12	7
						総計	109

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			2			
11			1			
12		2	1			
13						
14		9	1			
15			1			
16			2			
17		1				
18		1				
19			1			
20			2			
21			1			
22		2	2			
23		2	1			
24		1	1			
25						
26		1				
27		4				
28		3	1			
29		1				
30		1				
31		3				
32		1		1		
33						
34		1	1			
35		3				
36		3	1			
37		1	1			
38			1			
39		1				
40				1		
41		1				
42			2			
43				1		
44				1		1
45		1	1			1
46						
47			1			
48		1	1			
49			1			
50			1			
51		1				
52						
53		1				
54		1				
55		2				
56				1		
57						
58						
59						
60					1	
61		1				
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65		1				
66						
67					1	
68				1		
69		1				
70						
71		1		1		
72						
73					1	
74						
75		1			2	
76						
77		1			2	
78		1				
79					2	
80						
81						
82					2	
83			1	1	1	
84						
85						
86						
87			1		1	
88						
89		2				
90						
91						
92						
93						
94			1			
95						
96		1				
97						
98						
99						
100						
101		1				
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142		1				
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149		1				
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	62	31	8	13	2
					総計	116

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	1								
14									
15		3							
16		1							
17		3							
18		2							
19									
20		1							
21	1	1							
22		1							
23	7	1							
24		1							
25	1	1							
26									
27	7	3							
28		1							
29		2							
30									
31	3	1							
32	2	1							
33	1	3							
34	2	3							
35	3	1							
36	1	3							
37		3	1						
38	2	4							
39	4	1							
40	1	6							
41	1	4	1						
42	1	9	1						
43	7	4	1						
44	1	4							
45	2	7	3	1					
46	3	7	3	1					
47	4	6	4	1					
48	4	10	1	1					
49		7	3	2					
50	1	4	2	1					
51	2	2		1					
52		2	1	1					
53	1	4	3	1					
54	1	1	1	5					
55		3	1	1					
56		4	2	1					
57		1		2					
58		2	3	1					
59		1	1	3	1				
60	1		1						
61		2		2					
62	1	1	4	2					
63		1	1	2					
64				1					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1		1					
66		1		1	1				
67			1	1					
68		1		2					
69		1		3	1				
70					1				
71									
72		1		1	1				
73				4	1				
74					3				
75				4	1				
76				3	2				
77				2	2				
78				2					
79					4				
80					2				
81				1	3				
82				4	3				
83					6				
84				2	1				
85				1	3				
86				3	2				
87				1	2				
88				1	6				
89				1	6				
90				4	1				
91				2	2				
92									
93				7	8				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	66	138	39	81	63	0	0	0	0
								総計	387

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					1
10					
11					
12					
13		79			
14					1
15		1			1
16		17			
17		85			
18		1			4
19		5			1
20		20			8
21		105			21
22		7			26
23		3			34
24		17			24
25		115			27
26		8			54
27		7			26
28		19			22
29		103			25
30		15			17
31		14			13
32		27			12
33		97			9
34		24			9
35		22			8
36	1	24			3
37		112			18
38		32			
39		15			
40		24			
41		105		1	
42		28			
43		31			
44		29	1	1	
45		115			
46		27			
47		25			
48		30		1	
49		98			
50		33		1	
51		34		1	
52		28		3	
53		82		1	
54		45		4	
55		36		1	
56		36		3	
57		117		3	
58		44	1	3	
59		52		5	
60		31	1	6	
61		89		7	
62		49		5	
63		57	1	1	
64		52		9	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		80	1	3	
66		56		17	
67		46		10	
68		34		7	
69		86		7	
70		51	1	9	
71		59		5	
72		36		5	
73		91		10	
74		65		9	
75		47		20	
76		40		10	
77		80		27	
78		63	2	14	
79		66		15	
80		51	3	26	
81		82		14	
82		55	2	11	
83		57		22	
84		45	1	16	
85		55		3	
86		51	2	13	
87		54		6	
88		41		9	
89		56		7	
90		51		6	
91		47	1	8	
92		49	1	6	
93		54	1	31	
94		37			
95		48	1		
96		45	1		
97		29			
98		49			
99		47	1		
100		35	1		
101		45			
102		62	1		
103		45			
104		35	1		
105		35			
106		44			
107		37			
108		44			
109		34			
110		42			
111		42			
112		38			
113		46			
114		57			
115		49			
116		33			
117		46	1		
118		41			
119		53			
120		56			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		57			
122		56			
123		60			
124		44			
125		44			
126		42			
127		48			
128		46			
129		47			
130		60			
131		48			
132		51			
133		31			
134		39			
135		53			
136		35			
137		49			
138		46			
139		57			
140		69			
141		54			
142		61			
143		76			
144		53			
145		75			
146		74			
147		64			
148		68			
149		52			
150		57			
151		65			
152		47			
153		46			
154		34			
155		28			
156		25			
157		79			
計	1	7,034	26	402	364
				総 計	7,827

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人						人
2		1					
3							
4							
5		3					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1	1				
17		1	1				
18							
19							
20		1					
21		1	1				
22		1	1				
23			1				
24							
25		1	2				
26			1				
27							
28		1					
29		2	2				
30							
31							
32							
33			3				
34			1				
35			1				
36							
37			1				
38			1				
39							
40		1	3				
41			1				
42		1	1				
43			2				
44			1				
45			3				
46							
47			1				
48			1				
49			1				
50			2				
51			2				
52			2				
53							
54			1				
55			1				
56							
57							
58			1				
59			1				
60			1				
61			3				
62							
63						1	
64			1			1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66			1		1		
67							
68			1				
69			1				
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85			1				
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92			1				
93							
94							
95							
96							
97							
98			1				
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	16	52	0	3	0	0
						総計	71

その13 特定任期付職員 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	人 *
2	人 *
3	人 *
4	人 *
5	人 *
6	人 *
7	人 *
総 計	
	3

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 任期付職員 行政職給料表適用 任期を定めて採用された職員に適用

職務の級	人 員
1	人 *
2	6
3	人 *
4	5
5	人 *
6	人 *
7	人 *
8	人 *
9	人 *
総 計	
	14

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員 医療職給料表(3)適用 任期を定めて採用された職員に適用

職務の級	人 員
1	人 *
2	10
3	人 *
4	人 *
5	人 *
6	人 *
総 計	
	11

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された438事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は4,334人（初任給関係435人、初任給関係以外3,899人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は3,671人（初任給関係407人、初任給関係以外3,264人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は22,866人で、うち行政職に相当するものは11,711人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から134事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和5年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	114 事業所	30 事業所	55 事業所	29 事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業		-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		14	1	11	2
製 造 業		8	1	4	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		38	8	16	14
卸 売 業 , 小 売 業		20	7	9	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		3	3	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		31	10	15	6

- (注)1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が20所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術関係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	188,127	192,797	171,089	192,040
		短 大 卒	173,207	176,007	161,397	187,042
		高 校 卒	165,390	169,734	159,741	152,571
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	179,032	*	176,802	167,300
		短 大 卒	180,519	186,808	161,682	*
		高 校 卒	157,445	-	157,971	*
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	185,888	193,141	174,087	187,251
		短 大 卒	175,815	180,453	161,481	183,412
		高 校 卒	163,708	169,734	158,801	152,250

- (注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務関係職種	支店長	6	52.0	円 571,289	円 7,179	円 564,110	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	53.4	円 569,017	円 14,434	円 554,583		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術関係職種	事務部長	92	52.3	円 522,785	円 2,578	円 520,207	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	49	52.2	円 547,148	円 984	円 546,164		
	短大卒	21	53.1	円 486,680	円 3,405	円 483,275		
	高校卒	21	51.7	円 512,496	円 69	円 512,427		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	27	54.5	円 550,905	円 66	円 550,839		
	大学卒	16	53.8	円 543,701	円 0	円 543,701		
	短大卒	7	56.0	円 560,193	円 220	円 559,973		
	高校卒	4	54.0	円 559,546	円 0	円 559,546		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務関係職種	事務部次長	31	50.5	円 472,763	円 3,461	円 469,302	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	大学卒	15	50.6	円 505,782	円 6,150	円 499,632		
	短大卒	5	53.6	円 458,022	円 0	円 458,022		
	高校卒	9	49.4	円 443,924	円 1,354	円 442,570		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部次長	6	51.7	円 473,454	円 2,713	円 470,741		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術関係職種	事務課長	169	48.5	464,689	4,536	460,153	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	89	47.2	478,041	4,246	473,795		
	短大卒	33	48.7	388,174	4,780	383,394		
	高校卒	46	50.6	501,463	5,019	496,444		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	91	47.9	499,072	8,184	490,888		
	大学卒	50	47.0	519,135	5,134	514,001		
	短大卒	21	48.6	489,588	20,155	469,433		
	高校卒	19	49.3	456,087	2,699	453,388		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	84	45.5	458,133	35,926	422,207		前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
	大学卒	57	44.7	466,842	44,183	422,659		
	短大卒	11	43.1	364,891	4	364,887		
	高校卒	16	49.8	492,957	32,345	460,612		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	41	45.6	475,228	55,603	419,625		職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長一係長間)
	大学卒	27	44.8	475,539	50,887	424,652		
	短大卒	5	47.4	475,513	57,900	417,613		
	高校卒	9	47.0	474,026	70,047	403,979		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	178	43.9	371,768	41,528	330,240	係の長及び係長級専門職		
大学卒	88	43.5	367,792	41,357	326,435			
短大卒	41	41.7	364,331	37,414	326,917			
高校卒	48	46.5	381,811	45,888	335,923			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	80	47.3	397,728	78,238	319,490			
大学卒	29	46.4	383,737	63,558	320,179			
短大卒	22	48.4	389,639	76,402	313,237			
高校卒	29	47.3	418,391	94,879	323,512			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	275	41.9	326,545	31,885	294,660	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	148	39.3	339,243	33,259	305,984	
	短 大 卒	67	45.4	316,451	34,415	282,036	
	高 校 卒	58	44.6	306,011	24,702	281,309	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技 術 主 任	201	42.5	380,134	44,228	335,906	
	大 学 卒	103	42.3	391,885	36,826	355,059	
	短 大 卒	44	44.2	354,251	39,241	315,010	
	高 校 卒	53	41.6	372,817	63,829	308,988	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事 務 係 員	636	36.9	281,179	34,075	247,104	
	大 学 卒	358	33.4	282,567	36,557	246,010	
	短 大 卒	143	40.0	282,257	29,053	253,204	
	高 校 卒	131	42.5	276,593	33,201	243,392	
	中 学 卒	4	50.1	270,779	18,317	252,462	
技 術 係 員	477	33.9	315,810	54,887	260,923		
大 学 卒	245	34.3	325,627	55,375	270,252		
短 大 卒	79	35.3	322,090	48,454	273,636		
高 校 卒	152	32.4	296,840	57,652	239,188		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第14表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	4	54.8	575,848	9,603	566,245	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職9級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上 の工場の長(取 締役兼任者を 除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	35	53.3	532,126	4,982	527,144	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職(取締役 兼任者を除く。)		
大学卒	18	53.2	539,926	0	539,926			
短大卒	6	54.2	517,255	10,932	506,323			
高校卒	10	53.6	548,830	134	548,696			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部長	9	53.2	639,631	0	639,631			
大学卒	5	49.6	666,358	0	666,358			
短大卒	4	56.0	618,671	0	618,671			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	17	49.8	449,504	0	449,504	前記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職 専門職(部長一 課長間)		
大学卒	8	49.7	486,302	0	486,302			
短大卒	3	53.0	459,410	0	459,410			
高校卒	5	48.6	392,694	0	392,694			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部次長	-	-	-	-	-			
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	68	49.6	539,736	5,825	533,911		
	短大卒	39	48.8	537,935	6,079	531,856		
	高校卒	11	46.6	376,544	0	376,544		
	中学卒	18	53.6	665,483	9,600	655,883		
	技術課長	-	-	-	-	-		
	大学卒	32	47.5	608,607	12,782	595,825		
	短大卒	25	45.9	605,839	10,215	595,624		
	高校卒	6	52.0	607,018	22,692	584,326		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	58	45.6	460,435	21,661	438,774	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長級)	行政職 5級、6級
	大学卒	34	44.6	482,236	33,128	449,108		
	短大卒	11	43.1	364,891	4	364,887		
	高校卒	13	50.3	483,878	9,891	473,987		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	24	44.7	485,640	49,680	435,960		
	大学卒	19	43.7	483,274	48,291	434,983		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	48.7	490,820	56,988	433,832		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	62	41.5	409,981	37,797	372,184	係の長及び係長 級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	26	42.2	400,535	35,156	365,379		
	短大卒	18	37.6	388,476	35,097	353,379		
	高校卒	17	44.3	440,002	45,911	394,091		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	81	41.2	361,675	26,460	335,215			
	大学卒	47	39.6	383,199	23,328	359,871		
	短大卒	20	42.3	324,080	36,927	287,153		
	高校卒	13	46.0	350,647	18,739	331,908		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	61	42.1	431,186	39,200	391,986		
	大学卒	48	42.5	433,845	35,261	398,584		
	短大卒	6	42.7	432,901	34,981	397,920		
	高校卒	7	38.8	412,007	69,008	342,999		
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	256	36.5	305,016	39,855	265,161	行政職1級		
大学卒	154	33.5	303,410	41,363	262,047			
短大卒	43	38.0	332,406	42,685	289,721			
高校卒	58	42.3	291,368	34,894	256,474			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	101	42.0	399,760	65,393	334,367			
大学卒	78	41.6	399,170	72,366	326,804			
短大卒	16	41.2	391,329	30,974	360,355			
高校卒	7	48.8	429,592	65,725	363,867			
中学卒	-	-	-	-	-			

3 規模100人以上500人未満

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)－ (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	44	51.3	531,202	979	530,223	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	25	51.4	568,599	1,700	566,899		
短大卒	9	52.6	486,540	0	486,540			
高校卒	10	49.7	474,224	0	474,224			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	15	55.7	519,997	129	519,868			
大学卒	8	56.4	528,384	0	528,384			
短大卒	3	56.0	441,313	667	440,646			
高校卒	4	54.0	559,546	0	559,546			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	12	52.0	520,264	1,729	518,535	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	6	52.0	539,732	1,204	538,528			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	50.6	518,410	3,322	515,088			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	6	51.7	473,454	2,713	470,741			
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学校卒	*	*	*	*	*			

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長	85	47.4	418,950	4,378	414,572	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級、6級
	大学卒	48	46.4	434,792	2,720	432,072		
	短大卒	17	49.3	406,451	10,216	396,235		
	高校卒	20	48.1	391,020	3,188	387,832		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	46	47.9	447,407	7,329	440,078		
	大学卒	16	47.0	446,832	47	446,785		
	短大卒	13	46.7	435,792	22,338	413,454		
	高校卒	16	49.4	456,693	3,276	453,417		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	25	45.7	459,512	75,264	384,248	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大学卒	22	45.5	448,723	66,176	382,547		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	47.0	536,553	140,163	396,390		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	17	47.4	451,492	69,104	382,388		
	大学卒	8	48.9	447,106	60,428	386,678		
	短大卒	3	47.4	448,305	67,262	381,043		
	高校卒	6	45.5	458,978	81,748	377,230		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	103	44.7	353,259	46,732	306,527	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大学卒	53	42.5	357,744	48,664	309,080		
	短大卒	22	46.3	349,154	41,546	307,608		
	高校卒	28	47.4	348,582	47,399	301,183		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	79	47.4	397,846	79,415	318,431		
	大学卒	28	46.7	383,484	66,199	317,285		
	短大卒	22	48.4	389,639	76,402	313,237		
	高校卒	29	47.3	418,391	94,879	323,512		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
事務・技術 関係 職種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級(一部は3級)
	大学卒	171	41.3	309,331	33,809	275,522		
	短大卒	87	37.4	313,532	38,415	275,117		
	高校卒	44	46.6	314,216	32,246	281,970		
	中学卒	39	43.9	294,194	24,849	269,345		
		*	*	*	*	*		
	技術主任	111	42.2	350,246	55,611	294,635		
	大学卒	35	40.2	339,546	49,670	289,876		
	短大卒	32	43.9	333,686	46,390	287,296		
	高校卒	43	42.5	367,576	65,368	302,208		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	283	36.6	261,514	32,814	228,700	行政職1級	
	大学卒	157	32.0	264,794	36,486	228,308		
	短大卒	66	42.2	255,754	27,542	228,212		
高校卒	58	42.9	258,894	28,878	230,016			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	334	31.3	293,421	55,214	238,207			
大学卒	142	30.0	288,602	49,393	239,209			
短大卒	58	33.6	303,357	54,571	248,786			
高校卒	133	31.5	293,939	61,525	232,414			
中学卒	*	*	*	*	*			

4 規模100人未満

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	支 店 長	-	-	円	円	円	行政職 6級、7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	13	52.2	476,398	663	475,735	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職(取締役 兼任者を除く。)	
大 学 卒	6	52.4	496,633	1,437	495,196		
短 大 卒	6	52.5	456,096	0	456,096		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	3	53.3	419,000	0	419,000		
大 学 卒	3	53.3	419,000	0	419,000		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	*	*	*	*	*	前記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一 課長間)	
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-		
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級	
	16	49.0	380,223	380	379,843			
	*	*	*	*	*			
	5	51.8	362,142	0	362,142			
	8	50.0	409,825	0	409,825			
	*	*	*	*	*			
	13	48.8	395,472	0	395,472			
	9	49.7	409,842	0	409,842			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
事務課長代理	*	*	*	*	*	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級	
	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
事務係長	13	49.3	324,629	24,567	300,062	係の長及び係長 級専門職	行政職3級	
	9	51.2	328,806	24,137	304,669			
	*	*	*	*	*			
	3	51.3	338,613	34,044	304,569			
	-	-	-	-	-			
	*	*	*	*	*			
	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術 関係 職種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	23	47.7	305,507	39,504	266,003			
	大学卒	14	47.8	323,937	39,986	283,951		
	短大卒	3	52.7	290,219	42,512	247,707		
	高校卒	6	44.8	270,149	36,876	233,273		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	29	44.3	346,064	23,420	322,644		
	大学卒	20	44.3	348,641	23,983	324,658		
	短大卒	6	47.1	347,701	16,357	331,344		
	高校卒	3	39.0	326,025	33,879	292,146		
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	97	39.1	266,626	20,317	246,309	行政職1級		
大学卒	47	38.0	266,002	19,414	246,588			
短大卒	34	38.3	268,249	13,316	254,933			
高校卒	15	42.4	267,374	40,413	226,961			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	42	33.6	275,081	25,012	250,069			
大学卒	25	33.2	277,550	30,165	247,385			
短大卒	5	35.6	306,733	35,525	271,208			
高校卒	12	33.6	257,043	10,092	246,951			
中学卒	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務 関係 職種	人		歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	*		*	*	*	*	
自家用自動車運転手	*		*	*	*	*	
守衛	-		-	-	-	-	
用務員	-		-	-	-	-	
海 事 関 係 職 種							港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	-		-	-	-	-	同上
一等航海士・機関士	-		-	-	-	-	同上
二等航海士・機関士	-		-	-	-	-	同上
三等航海士・機関士	-		-	-	-	-	同上
運航士	-		-	-	-	-	同上
甲板長・操機長	6		51.2	732,732	176,758	555,974	同上
甲板手・操機手	-		-	-	-	-	同上
甲板員・機関員	-		-	-	-	-	同上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	7	53.7	600,320	0	600,320	
	大 学 教 授	16	55.7	533,151	0	533,151	
	大 学 准 教 授	14	49.8	477,076	0	477,076	
	大 学 講 師	12	41.3	399,512	0	399,512	
	大 学 助 教	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*		
高 等 学 校 教 諭	18	48.3	441,809	0	441,809		
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の研究所の長(取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長)を除く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額				備考
			きまって支給 する給与(A)		(A) - (B)		
			円	うち時間外 手当(B)			
病 院 長	人	歳	円	円	円		
3	58.3	2,036,055	25,000	2,011,055	部下に医師又は歯科医師5人以上		
副 院 長	4	57.2	1,532,700	148,750	1,383,950	上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者	
医 科 長	21	55.0	1,549,388	336,548	1,212,840	部下に医師又は歯科医師1人以上	
医 師	32	49.7	1,381,325	130,568	1,250,757		
歯 科 医 師	*	*	*	*	*		
薬 局 長	4	46.0	613,695	37,260	576,435	部下に薬剤師2人以上	
薬 剤 師	22	37.1	330,457	19,096	311,361		
診療放射線技師	29	40.5	313,321	18,944	294,377		
臨床検査技師	32	34.4	292,635	22,172	270,463		
栄 養 士	19	37.8	251,615	2,081	249,534		
理学療法士	39	37.3	302,361	7,337	295,024		
作業療法士	43	39.1	284,749	4,292	280,457		
総 看 護 師 長	4	55.7	490,375	12,500	477,875	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	72	46.0	384,332	26,769	357,563	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	181	39.7	327,409	50,086	277,323		
准 看 護 師	51	47.3	281,047	37,680	243,367		

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職(課長級)		一般従業員(係員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規模計	69.0	31.0	72.0	28.0
	500人以上	58.4	41.6	58.7	41.3
	100人以上500人未満	72.3	27.7	76.0	24.0
	100人未満	75.6	24.4	79.3	20.7

3 標準生計費及び 労働経済指標

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月分)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 30,090	円 30,340	円 47,770	円 65,210	円 82,630
住居関係費	46,100	49,040	44,560	40,080	35,610
被服・履物費	3,750	2,550	4,130	5,700	7,280
雑費Ⅰ	19,840	20,640	39,520	58,400	77,280
雑費Ⅱ	6,580	7,680	10,680	13,690	16,690
合計	106,360	110,250	146,660	183,080	219,490

令和5年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第17表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国	沖 縄 県
令和3年度	2.7	△ 0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	232.3	△ 2.4	274.4	1.1	215.2	△ 2.3	142.5	141.9
令和4年度	1.4	△ 0.3	1.31	2.6	304.5	2.1	232.1	△ 0.1	279.6	1.9	215.7	0.2	143.5	142.7
令和4年4月		△ 1.1	1.24	2.6	307.9	2.5	229.2	△ 2.9	281.9	2.2	212.7	△ 2.8	149.0	144.8
5月	1.3	△ 0.9	1.25	2.6	301.2	2.2	231.8	0.1	277.2	1.9	215.4	0.2	137.6	138.9
6月		△ 0.6	1.27	2.6	304.0	2.3	232.4	0.4	280.0	2.1	215.0	△ 0.2	149.6	145.6
7月		△ 0.6	1.28	2.6	303.7	2.0	233.1	0.1	279.1	1.9	216.5	2.5	147.0	144.0
8月	△ 0.3	△ 0.5	1.31	2.5	301.9	2.3	232.4	△ 0.3	277.7	2.2	216.5	△ 0.2	139.1	142.4
9月		△ 0.4	1.32	2.6	304.0	2.6	232.6	△ 0.1	279.7	2.2	216.1	0.0	144.0	142.8
10月		△ 0.5	1.34	2.6	305.3	2.3	234.9	△ 0.5	279.9	1.8	217.8	△ 0.9	144.5	145.3
11月	0.0	△ 0.3	1.35	2.5	305.7	2.6	234.5	△ 0.3	280.0	2.2	217.8	△ 0.4	146.0	143.5
12月		△ 0.3	1.36	2.5	305.9	2.5	234.2	△ 1.6	280.1	2.3	217.0	△ 1.6	144.2	145.0
令和5年1月		0.6	1.35	2.4	303.9	1.7	229.8	1.7	279.5	1.7	214.3	2.1	135.7	138.6
2月	0.9	0.6	1.34	2.6	303.5	1.4	227.3	1.7	279.1	1.5	211.9	2.0	139.7	136.5
3月		0.6	1.32	2.8	306.8	1.0	232.9	0.8	281.6	1.0	217.4	2.5	145.8	145.3
4月		0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	234.5	2.3	285.1	1.2	218.8	2.8	148.3	144.7
5月	1.5	0.8	1.31	2.6	307.7	2.1	234.3	1.1	283.5	2.2	219.9	2.2	140.9	142.5
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省										

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
 3 ⑨、⑩の令和3年度、4年度の欄は、それぞれ令和3暦年、4暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消 費 者 物 価 総合指数前年比		⑪ 国内企業 物価指数 前年比		項 目 年 度 年 月
全国	沖縄県	全 国				那 覇 市				全国	那覇市	全国	那覇市	
(時間)	(時間)	二人以上の世帯 (千円)	うち勤労者世帯 前年比・ 前年同月比 (%)	二人以上の世帯 (千円)	うち勤労者世帯 前年比・ 前年同月比 (%)	二人以上の世帯 (千円)	うち勤労者世帯 前年比・ 前年同月比 (%)	二人以上の世帯 (千円)	うち勤労者世帯 前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
11.7	9.7	279.0	0.4	309.5	1.2	228.3	5.6	260.4	3.6	△ 0.2	0.1	7.1	令和3年度	
12.2	10.0	290.9	4.2	320.6	3.6	251.7	10.3	289.8	11.3	2.5	2.8	9.4	令和4年度	
12.9	10.4	304.5	1.2	344.1	1.6	246.9	4.1	284.3	4.1	2.5	3.1	9.9	令和4年4月	
11.7	9.7	287.7	2.4	315.0	△ 0.9	252.8	13.8	286.1	13.3	2.5	3.2	9.4	5月	
12.1	10.1	276.9	6.4	300.5	6.9	243.7	12.7	277.6	7.2	2.4	3.2	9.6	6月	
12.1	10.7	285.3	6.6	317.6	4.9	259.7	11.5	304.9	18.0	2.6	3.2	9.3	7月	
11.3	10.1	290.0	8.8	322.4	9.6	279.7	16.6	300.1	10.7	3.0	3.5	9.6	8月	
12.2	10.0	281.0	5.9	314.0	6.2	233.7	1.1	262.1	0.7	3.0	3.4	10.3	9月	
12.6	10.3	298.0	5.7	328.7	5.1	243.3	6.6	290.0	17.0	3.7	4.0	9.7	10月	
12.6	9.9	285.9	3.2	308.1	1.3	251.7	11.4	260.7	△ 5.5	3.8	4.0	9.9	11月	
12.6	10.9	328.1	3.4	353.8	2.8	300.5	24.2	356.5	44.2	4.0	3.8	10.6	12月	
11.8	9.4	301.6	4.8	331.1	5.3	254.0	14.1	283.5	13.5	4.3	3.9	9.6	令和5年1月	
12.0	9.0	272.2	5.6	298.7	4.7	213.3	△ 12.0	241.3	△ 20.4	3.3	2.9	8.3	2月	
12.5	9.6	312.8	1.8	340.0	△ 1.1	258.0	5.8	300.5	△ 0.6	3.2	2.8	7.4	3月	
12.6	9.5	303.1	△ 0.5	334.2	△ 2.9	244.2	△ 1.1	275.6	△ 3.1	3.5	3.9	6.0	4月	
11.7	8.9	286.4	△ 0.4	311.8	△ 1.0	255.8	1.2	275.4	△ 3.7	3.2	3.9	5.2	5月	
総 務 省												日本銀行	資料出所	

4 人事院勧告等の骨子

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠



職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 - 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 - 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子



I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日をつけるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子



本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討